

富谷市教育委員会教育長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、富谷市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）等が教育委員会を代表して行う外部の特定個人又は団体との交際に要する経費（以下「教育長交際費」という。）の適正かつ公正な支出を図るための基準について、必要な事項を定めるものとする。

(支出先)

第2条 交際費の支出先となる特定個人又は団体は、次のとおりとする。

- (1) 富谷市教育委員会の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 市教育行政について顕著な功績があったもの
- (3) 災害・事故等のあったもの
- (4) 教育長が特に必要と認めたもの

2 市からの助成又は補助金を支出している団体へは原則として支出しないものとする。ただし、飲食を伴う行事に出席する場合はこれに限らない。

(支出基準)

第3条 交際費は前条に掲げるものとの交際において、別表の基準に基づき支出する事ができる。

2 前項に掲げるもののほか、交際上特に教育長が支出する必要があると判断される場合及び前項に規定する基準において、その内容を考慮し、当該基準に定める額により難しいものについては、社会通念上妥当と認められる範囲内で支出することができるものとする。

(基準の見直し)

第4条 この基準は、交際費の支出内容や支出金額について、社会経済情勢の変化等に応じて、適正な執行のために適宜見直しを行うものとする。

(公開)

第5条 教育長交際費の支出内容は、公表する。

2 前項の公表は、毎月、当月分を翌月15日までに富谷市ホームページに掲載するとともに、教育長が指定する場所において縦覧に供するものとする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定めるものとする。

附則

この基準は、令和6年1月23日から施行する。

<別 表>

支出区分	内 容	金 額 等
会 費	会費制で開催される懇親会、祝賀会等への参加に係る経費	会費相当額
慶 祝	各種団体等の総会・大会・式典等に対する祝儀に要する経費 また、懇親会・祝賀会等で、原則として飲食を伴うものへ出席する場合の実費相当分の経費	10,000 円を限度として相当と認められる額
弔 慰	葬儀等における香典・供花・供物等に要する経費	30,000 円を限度として相当と認められる額
見舞い	病気、災害、事故等に対する見舞いに要する経費	5,000 円を限度として相当と認められる額
その他	次に掲げる項目は、その実費に要する経費 ・ 視察時の手土産代 ・ 公用名刺印刷費 ・ その他、教育長が特に必要と認めたもの	実費 10,000 円以内